行政評価シート(事後評価)

□ - (7)	۶ 2-1-2	事務事第 行政財産		外使用許可	「に関する	る事務			管部課 務部管財課	
	事務事	業の目的								根拠法令等
事務事業の概要	事業内?	→ 法律								
	の概要(国・都基準の有無・対象者拡大の有無・上乗せ補助額・市単独補助額)等 行政財産は行政目的に供されることが本来の役割である。しかしながら、例外的に本来の行政目的以外に使用させることが可能であり(法令による)、この場合、申請に基づく許可を与えている。新規案件の場合は、行政財産管理委員会で許可、不許可、使用料の減免などを審議する。許可は各行政財産を管理する所管部課で与える。使用料は行政財産使用料条例により計算し、所管部課が収入する。									
	事業開始	台時期	合併前	から 年度	実施形態	態 ☑ 直営 🖸	委託	:□補助□ そ	-の他 ()
		項	目		単位	16年度		17年度	18年度	19年度
事	事業費(A) 国庫支出金・都支出金 財 地方債 内 その他 (È	千円					
事業費デー	訳 <u></u> 一般財源						0		0	0 0
デ	行政財産使用料				千円		379			248 235
タ	所要人員(B) 人供费(C)-平均於与~(B)				人 千円		0.05 116	U. 40		.05 0.05 08 408
	人件費(C)=平均給与 × (B) 臨時職員等賃金(C')			千円		+10		70 40	70 400	
	総コスト(D)=(A)+(C)+(C')			千円		416	4	.09 4	.08 408	
	単位当たりコスト				7 m	,	0.0	40		10.5
	(E)=(D)/		許可件	X)	千円		8.9	18		
	受理件		等指標	実績値	単位 件	16年度	22	17年度	18年度 22	19年度 27 22
	2.2117			× (1861)			7			
評価	(指標の説明・数値変化の理由 など) 申請のあった件数と(管財課において)行政財産の使用許可をした件数									
指標		成界	!指標	- 17 (-	単位	16年度		17年度	18年度	19年度
	一 次	件数		目標値 実績値	件 件		22			27 22
の設定	_			目標値	件		22		22	27 22
	次			実績値	件					
	(指標の説明・数値変化の理由 など) 申請のあった件数と(管財課において)行政財産の使用許可をした件数									
事業環境等	市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など)									
	都内26市のサービス水準との比較 (平均値、本市の順位など)			□ 上 ☑ 中 □ 下						
	代替・類似サ・		トービスの	ービスの有無						

コード	事務事業名	所管部課
コード (7) 2-1-2	行政財産の目的外使用許可に関する事務	総務部管財課

【一次評価】

検証項目	ランク		一次評価	判断理由及び事業を行う上での課題や、 今後改善すべき点等
事業の優先 度(緊急性)	2	事業の優先 度(緊急性)	□拡充	平成17年度に光熱水費の徴収について の取扱いを統一している。使用料の減免に ついては、新規の場合には、行政財産管
事業の 必要性	3	市民ニーズ の把握 2 事業の 必要性	☑ 継続実施	理委員会で審議される。減免に関する規程は、行政財産使用料条例の中での規定
事業主体 の妥当性	3	受益者負担 の適切さ 事業主体 の妥当性	□改善・見直し	と、行政財産管理に関する運用方針の中 での規定とがある。
直接のサービ スの相手方	1	事業内容等 直接のサービ の適切さ スの相手方	□抜本的見直し	
事業内容等 の適切さ	2		□休止	
受益者負担 の適切さ	2		□ 廃止	
市民ニーズ の把握	1			

【二次評価】

検証項目	ランク		二次評価	判断理由及び事業を行う上での課題や、 今後改善すべき点等
事業の優先 度(緊急性)	2		□拡充	行政財産の目的外使用許可について は、条例及び運用方針に基づき、行政財 産管理委員会での審議を踏まえ概ね適正
事業の 必要性	3	事業の優先 度(緊急性)	□継続実施	に事務処理が行われている。 一方、目的外使用に係る使用料に関して
事業主体 の妥当性	3	市民ニーズの把握	☑ 改善・見直し	は、規定上「減額又は免除することができる」となっているにもかかわらず、現状は規定上の条件に該当する場合は「免除」のみ
直接のサービ スの相手方	1	受益者負担 の適切さ 事業主体 の受当性	□抜本的見直し	で、「減免」扱いがない。 今後、運用方針等の見直しを行い、厳正
事業内容等 の適切さ	2	事業内容等 直接のサービ の適切さ スの相手方	□休止	に対応することが必要である。 あわせて、財産管理の観点から、市全体 の目的外使用財産の管理状況について
受益者負担 の適切さ	2	7.55 P. 15 P	□ 廃止	は、管財課で一元的に全て把握しておく必要がある。
市民ニーズ の把握	1			

【行革本部評価】

行革本部評価	判断理由及び事業を行う上での課題や、今後改善すべき点等
□ 拡充 □ 継続実施 □ 改善·見直し	行政財産の目的外使用に関しては、概ね適正な事務処理がなされているものの、使用料の基準に関しては、他市や東京都の基準などを参考に、より厳正な基準となるよう改めて検証が必要がある。 また、管理状況に関しては、市の財産管理の所管である管財課において一元的に管理状況を把握できるよう見直されたい。
□抜本的見直し	
□ 休止 □ 廃止	